

騒音・振動関係届出の手引き

- 特定施設に係るもの -



令和6(2024)年 4月

港区 環境リサイクル支援部 環境課
環境指導アセスメント係

01 制度の概要

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音や振動を発生する特定の機械設備を「特定施設」と定めており、特定施設を設置する工場・事業場を「特定工場等」といいます。環境保全の観点から、特定工場等は敷地境界で規制基準を満たすように義務付けられています(規制基準は、p.3～4をご確認ください)。

対象となる特定施設を設置しようとする場合、あるいはその施設の機械設備の数等を変更する場合は、法律に基づいた届出を事前に行う必要があります(届出内容等は、p.5～12をご確認ください)。

留意事項

- ・ 施設設置後の公害防止対策の施工には、配置スペースや構造的な支障だけでなく費用面においても、困難を伴う場合があります。
- ・ 騒音・振動に係る公害を未然に防止するため、事前に以下の事項を検討してください。
 - ①. 低騒音型、低振動型の機種を選定する。
 - ②. 稼働時間を短縮する。
 - ③. 設置場所について、敷地境界から距離を離す。
 - ④. 消音機、防音壁等を設置する。
 - ⑤. 施設を建屋内に設置する。
 - ⑥. 防振架台を設置する。
 - ⑦. 防振ゴムを設置する。

参考(騒音/振動の目安)

騒音	内容
80dB	・ 地下鉄の車内 ・ ピアノの演奏(前方1m)
70dB	・ 電話のベル ・ 騒々しい事務所の中 ・ 騒々しい街頭
60dB	・ 静かな乗用車 ・ 普通の会話
50dB	・ 静かな事務所
40dB	・ 市内の深夜 ・ 図書館 ・ 静かな住宅地の昼

出典：(財)日本環境協会

振動	内容
65～75dB	震度2相当 ・ 屋内にいる人の多くが揺れを感じる ・ 眠っている人の一部が目覚ます
55～65dB	震度1相当 ・ 屋内にいる人の一部が僅かな揺れを感じる
55dB以下	・ 人は揺れを感じない

出典：気象庁、環境省

特定施設に該当する機械設備

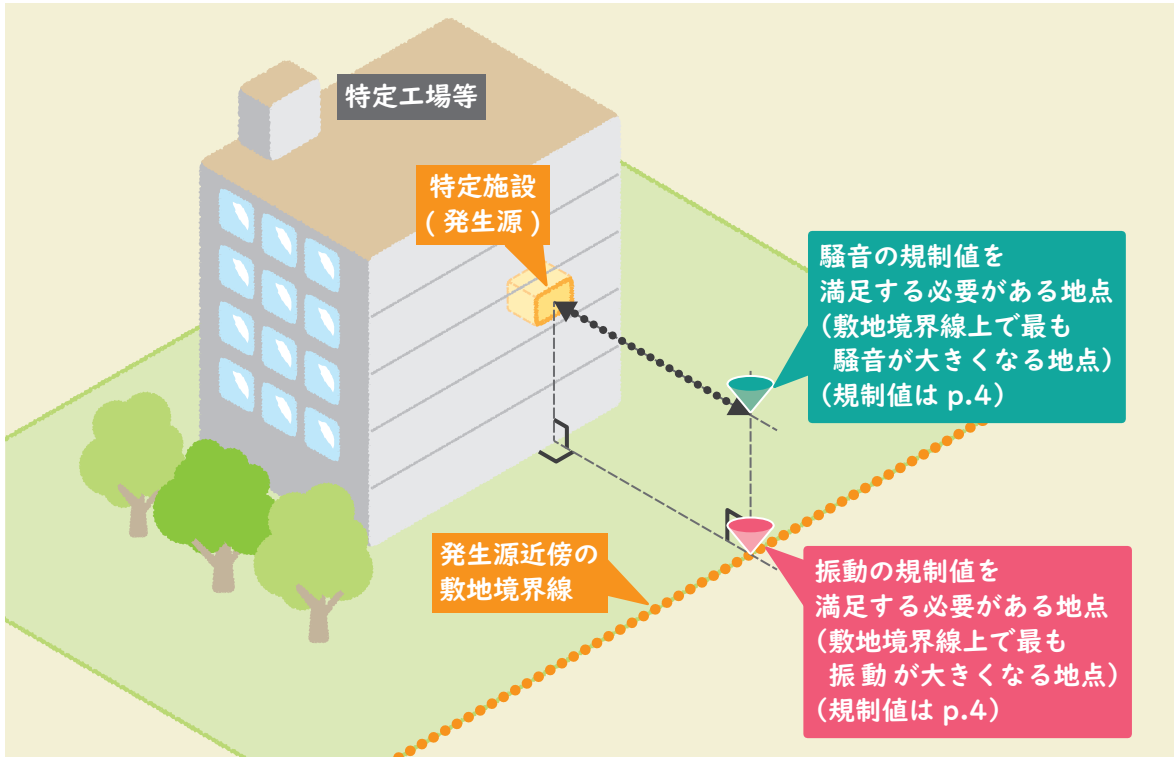
※：【 】内の番号は、各法令の別表に記載される特定施設番号です。

機械名称		騒音規制法に基づく施設 (法第2条、施行令第1条、別表第1)	振動規制法に基づく施設 (法第2条、施行令第1条、別表第1)
金属加工機械	圧延機械	○【1-イ】 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの	—
	製管機械	○【1-ロ】	—
	ベンディングマシン	○【1-ハ】 ロール式のものであって 原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	—
	液圧プレス	○【1-ニ】 矯正プレスを除く	○【1-イ】 矯正プレスを除く
	機械プレス	○【1-ホ】 呼び加圧能力が294kN以上のもの	○【1-ロ】
	せん断機	○【1-ヘ】 原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	○【1-ハ】 原動機の定格出力が1kW以上のもの
	鍛造機	○【1-ト】	○【1-ニ】
	ワイヤーフォーミングマシン	○【1-チ】	○【1-ホ】 原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
	ブラスト	○【1-リ】 タンブラスト以外のものであって 密閉式のものを除く	—
	タンブラー	○【1-ヌ】	—
	切断機	○【1-ル】 といしを用いるもの	—
空気圧縮機 及び送風機	空気圧縮機（振動は圧縮機）	○【2】 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	○【2】 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの (環境大臣が指定するものを除く)
	送風機	○【2】 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—
土石用又は鉱物用破砕機、 磨砕機、ふるい及び分級機		○【3】 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	○【3】 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
織機		○【4】 原動機を用いるもの	○【4】 原動機を用いるもの
建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	○【5-イ】 気ほうコンクリートプラントを除き 混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	—
	アスファルトプラント	○【5-ロ】 混練機の混練重量が200kg以上のもの	—
	コンクリートブロックマシン	—	○【5】 原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの
	コンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械	—	○【5】 原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
穀物用製粉機		○【6】 ロール式のものであって 原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—
木材加工機械	ドラムバーカー	○【7-イ】	○【6-イ】
	チップパー	○【7-ロ】 原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	○【6-ロ】 原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
	碎木機	○【7-ハ】	—
	帯のご盤	○【7-ニ】 製材用は原動機の定格出力が15kW以上 木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上	—
	丸のご盤	○【7-ホ】 製材用は原動機の定格出力が15kW以上 木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上	—
	かんな盤	○【7-ヘ】 原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—
抄紙機		○【8】	—
印刷機械		○【9】 原動機を用いるもの	○【7】 原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		—	○【8】 カレンダーロール機以外のもので 原動機の定格出力が30kW以上のもの
合成樹脂用射出成形機		○【10】	○【9】
鋳造型機		○【11】 ジョルト式のもの	○【10】 ジョルト式のもの

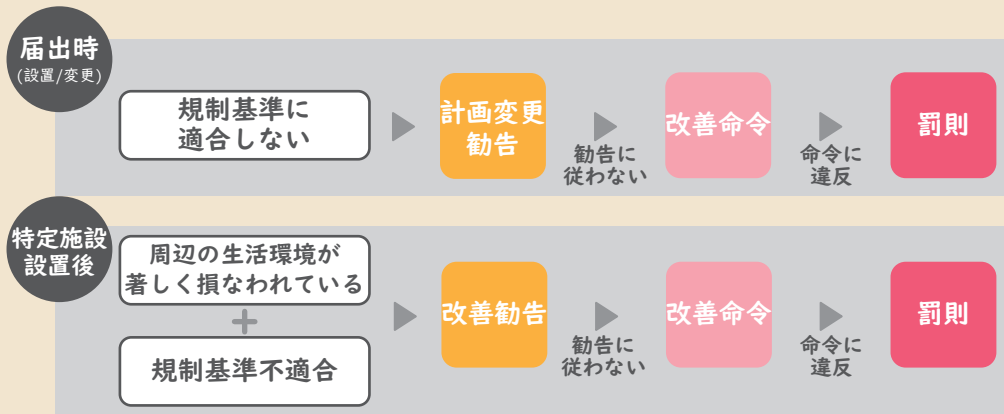
02 規制基準について

特定施設(p.2に該当する施設)を設置する場合は、敷地境界で規制値を満たすように計画する必要があります。規制基準を超過し、周辺的生活環境が損なわれていると認められた場合、区長は改善勧告や改善命令を行うことができます。

敷地境界線の規制値(イメージ)



規制に対する罰則等



◎ 計画変更の勧告及び改善命令

- ・ 設置届出、変更届出の内容が規制基準に適合しないとき等は、計画変更の勧告を行うことがあります。
- ・ 計画変更の勧告に従わずに施設を設置した場合は、改善命令を行います。

◎ 改善勧告及び改善命令

- ・ 特定施設の設置後に規制基準が守られていない場合等において、騒音・振動の防止等について改善勧告、改善命令を行うことがあります。

◎ 罰則

- ・ 適切な届出を行わない場合(虚偽の届出等)や、検査を拒む場合、改善命令に従わない場合には、罰則があります(懲役、罰金又は過料等)。

敷地境界(p.3に示した地点)における各規制値は、区域及び時間帯毎に下表のとおり定めています。区域(該当地域)は、港区のホームページ等でご確認ください。

騒音の規制基準(敷地境界における音の大きさ)

区域	該当地域	6時～8時	8時～19時	19時～翌6時	
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	① 第1・2種低層住居専用地域	40dB	45dB	40dB	
	② ①に掲げる地域に接する地先及び水面				
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	① 第1種中高層住居専用地域 (第1種区域に該当する地域を除く)	45dB	50dB	45dB	
	② 第2種中高層住居専用地域				
	③ 第1・2種住居地域				
	④ 準住居地域				
	⑤ 第1特別地域				
	⑥ 用途地域の定めのない地域 (第1・3・4種区域を除く)				
区域	該当地域	6時～8時	8時～20時	20時～23時	23時～翌6時
第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域	① 近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第1特別地域を除く)	55dB	60dB	55dB	50dB
	② 第2特別地域				
	③ ①・②に掲げる地域に接する地先及び水面				
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域	① 工業地域(第1、第2特別地域を除く)	60dB	70dB	60dB	55dB
	② ①に掲げる地域に接する地先及び水面				

- ※1: 第1特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、第1種区域の周囲30m以内の地域をいいます。
 ※2: 第2特別地域とは、工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。)のうち、第2種区域の周囲30m以内の地域をいいます。
 ※3: 学校・幼稚園・保育所・病院及び診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く。)における規制基準は、上表に掲げる値から5dBを減じた値とします。

振動の規制基準(敷地境界における振動の大きさ)

区域	該当地域	8時～19時	19時～翌8時
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	① 第1・2種低層住居専用地域	60dB	55dB
	② 第1・2種中高層住居専用地域		
	③ 第1・2種住居地域		
	④ 準住居地域		
	⑤ 用途地域の定めのない地域 (第2種区域を除く)		
区域	該当地域	8時～20時	20時～翌8時
第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域/主として工業等の用に供されている区域	① 近隣商業地域	65dB	60dB
	② 商業地域		
	③ 準工業地域		
	④ 工業地域		
	⑤ ①～④に掲げる地域に接する地先及び水面		

- ※: 学校・幼稚園・保育所・病院及び診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、上表に掲げる値から5dBを減じた値とします。

留意事項

- ・環境保全の観点から、騒音・振動に特に留意すべき施設(学校・幼稚園・保育所・病院及び診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園:p.13参照)が敷地内を含む周囲50mの範囲に存在する場合は、規制が厳しくなります(上表の値から5dB減じた値を規制値として採用します)。
- ・なお、特に留意すべき施設の存在は、届出時点で明らかになっている将来の計画も含まれます。

03 届出について

特定施設(p.2に該当する施設)を設置する場合等は、下に示す時期に該当する届出書を提出する義務が発生します。届出なかった場合、罰せられる可能性があります。

施設を設置しようとする方又は担当者は、区の担当課に連絡をして来庁してください。

届出の種類と届出時期

届出の種類	届出書類	根拠法令		届出の要件	届出時期
		騒音規制法	振動規制法		
施設をあらたに設置するとき	特定施設設置届出書	第6条 (様式第1)	第6条 (様式第1)	◎ 工場又は事業場(工場等)に、 新たに特定施設を設置 しようとする場合 ※: 特定施設が既に設置されていない場合に限る	設置の工事開始の 30日前
施設の数を変更するとき	特定施設の種類の数変更届出書	第8条 (様式第3)	—	◎ 届出を行った工場等が、 特定施設の種類の数を変更 する場合 ※: 種類ごとの数が減少する場合及び直近の届出数から2倍以内の数に増加する場合を除く	変更に係る工事開始の 30日前
使用方法等を変更するとき	特定施設の種別及び能力ごとの数/特定施設の使用の方法変更届出書	—	第8条 (様式第3)	◎ 届出を行った工場等が、 特定施設の種別及び能力ごとの数を変更 する場合 ※: 種別及び能力ごとの数が増加しない場合を除く ◎ 届出を行った工場等が、特定施設の使用の方法を変更する場合 ※: 使用開始時刻を繰り下げ、終了時刻を繰り上げする場合を除く	変更に係る工事開始の 30日前
届出者の氏名等が変わったとき	氏名等変更届出書	第10条 (様式第6)	第10条 (様式第6)	◎ 特定施設、指定施設に関する届出を行った者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、並びに工場等の名称及び所在地の変更 があった場合	変更の日から 30日以内
使用をやめるとき	特定施設使用全廃届出書	第10条 (様式第7)	第10条 (様式第7)	◎ 特定施設の全ての使用を廃止 した場合	廃止した日から 30日以内
施設を承継するとき	承継届出書	第11条 (様式第8)	第11条 (様式第8)	◎ 届出を行った者から 特定施設、指定施設の全てを譲り受け、借り受けた場合、又は相続合併 があった場合 ※: 一部の施設のみの場合、新たに設置の届出が必要	承継があった日から 30日以内

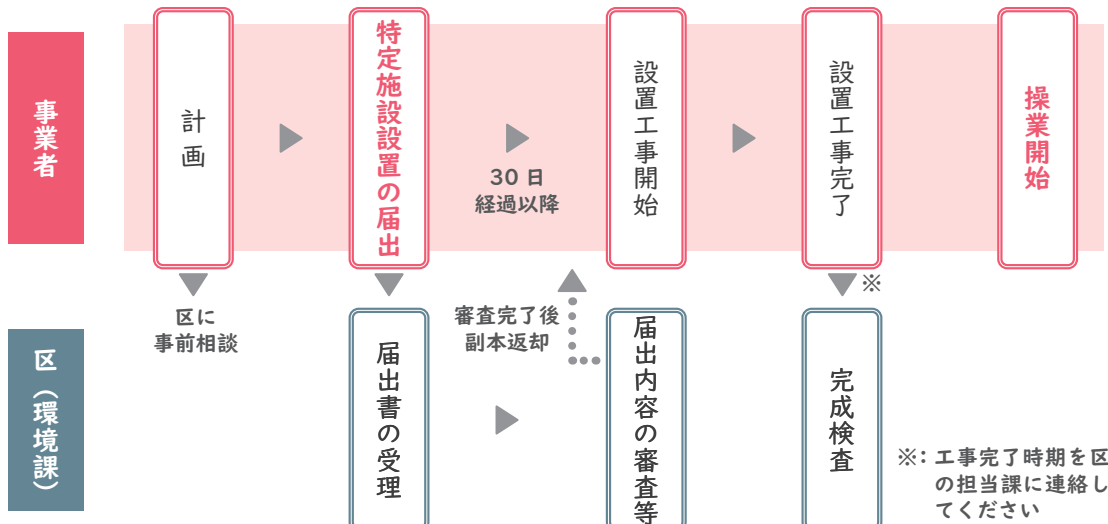
留意事項

- 各届出書類の様式は、港区ホームページからダウンロードできます(右記二次元バーコード参照)。
- 設置届出書には、p.6に示す書類一式を添付してください。
- 作成にあたっては、手書きの場合、黒色のボールペンまたは万年筆でご記入ください(消せるボールペンは不可)。
- 届出書は、2部(正・副)作成してください。届出書の副本は審査完了後に返却します。

届出様式



特定施設の設置を届出する際の手続の流れ(イメージ)



04 届出時の必要書類について

届出にあたっては、届出書に下記の書類を添付してください。詳細は担当課(p.13)へお問い合わせください。

特定施設設置届出時の別添資料一覧

番号	添付書類及びポイント	参考ページ	チェック欄	
			騒音	振動
別紙1	◎別紙目録	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
別紙2	◎案内図(50m以内付近見取図) ・特定工場等の周辺の状況がわかる地図等 ・申請地付近の騒音・振動に特に留意すべき施設(学校・幼稚園等)の状況	p.8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1
別紙3	◎設置する施設の一覧 ・すべての機器を添付し、届出対象となる機器(施設)に網掛け	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
別紙4	◎特定施設の概要 ・敷地境界線上の騒音レベルの計算結果	p.9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1
別紙5	◎敷地・建物配置図(近隣関係図) ・工場等の敷地境界線、近隣建物との関係がわかる図面 ・建物の構造(間取り)等	p.10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1
別紙6	◎施設配置図(平面図・立面図) ・特定施設の位置 ・特定施設から最も近い敷地境界線までの距離	p.10~11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
別紙7	◎施設の構造図(機械カタログ等) ・型式及び定格出力や能力 ・特定施設の構造(立面図、写真等) ・発生源での騒音レベル(例:発生源から●m地点で▲dB)	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
別紙8-1	◎騒音防止の方法 ・講じた騒音の防止対策	p.12	<input type="checkbox"/> ※2	-
別紙8-2	◎振動防止の方法 ・講じた振動の防止対策		-	<input type="checkbox"/> ※2
別紙9	◎工事工程表 ・特定施設の設置完了時期がわかるもの	p.8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1:騒音規制法及び振動規制法の同時届出の場合は省略できる書類です。

※2:防止対策を講じない場合は省略できる書類です。

変更届出時の資料

変更届出を行う際は、「特定施設設置届出時の別添資料一覧(上表)」のうち、**変更する内容に関する資料を添付**してください。なお、変更内容がわかるように**変更前後の図面を添付**してください。

変更届は、特定施設の種類ごとに、「**直近の届出台数の2倍を超える台数**」となる場合に手続きを行ってください(下記 留意事項参照)。ただし、届出が不要の場合も、基準値を超過しないように留意してください。

留意事項(変更届出が必要となるケースについて)

- ・変更の届出は、特定施設の追加設置を行う際に、「直近の届出台数の2倍を超える台数」となる場合に必要となります(特定施設の種類ごと)。
- ・例えば、特定施設設置届 出時に「特定施設設置台数を2台」としていた場合、「3台目の追加設置」であれば、届出不要は不要です(「追加設置後の台数(この場合3台)」が「直近の届出台数(設置届出時の2台)の2倍(この場合4台)」を下回るため)。
- ・ただし、更に2台の追加設置を行う場合、変更届出が必要となります(「追加設置後の台数(この場合5台)」が「直近の届出台数(設置届出時の2台)の2倍(この場合4台)」を上回るため)。
- ・変更の届出を行う際に、他の特定施設に2倍以下の変更がある場合は、併せて変更の届出を行ってください。

05 届出書類の記入例（騒音）

特定施設設置届出書の記載例

騒音規制法 様式第1

振動の特定施設設置届も同様に記載してください。

特定施設設置届出書

令和●年 ●月 ●日

港区長様

住所 東京都港区芝公園〇-〇-〇
株式会社 港印刷

氏名 代表取締役 港太郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 港印刷 〇〇工場				
工場又は事業場の所在地	東京都港区芝公園〇-〇-〇 電話番号 0000-0000				
工場又は事業場の事業内容	印刷				
常時使用する従業員数	100 人				
△騒音の防止の方法	別紙のとおり			※備考	
特定施設の種類の	形式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
別表第1-2 送風機	○ ○	15.000/時 11.0kW	1	午前 0時	午後 12時
別表第1-9 印刷機①-1~3	○ ○	10.000枚/時 12.0kW	3	午前 8時30分	午後 6時
別表第1-9 印刷機②	○ ○	8.000枚/時 2.0kW	1	午前 8時30分	午後 6時

備考

1. 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並

別表第1に記載の特定施設の番号(p.2の【】内の番号)と施設名を記入してください。

複数の特定施設がある場合、枝番号(印刷機①-1等)を付し、3施設を超える場合は別紙を作成してください。

製造会社名、形式、型番を記入してください。

は、図面、表等やむをえないものを除き、日本産業規格A4とすること。

メーカー仕様書等にある能力を記入してください。

特定施設の使用時間を記入してください(非常用の施設は、使用開始時刻の欄に「非常用」と記入)。

特定施設を設置しようとする工場や建物等の名称、所在地を記入してください。

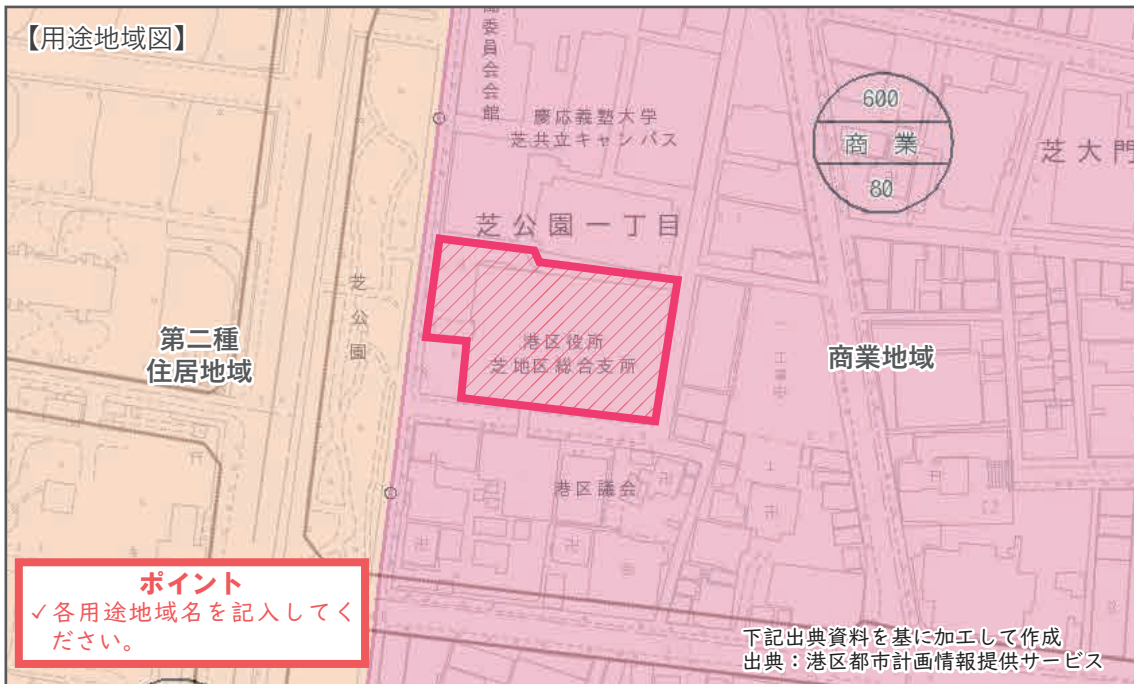
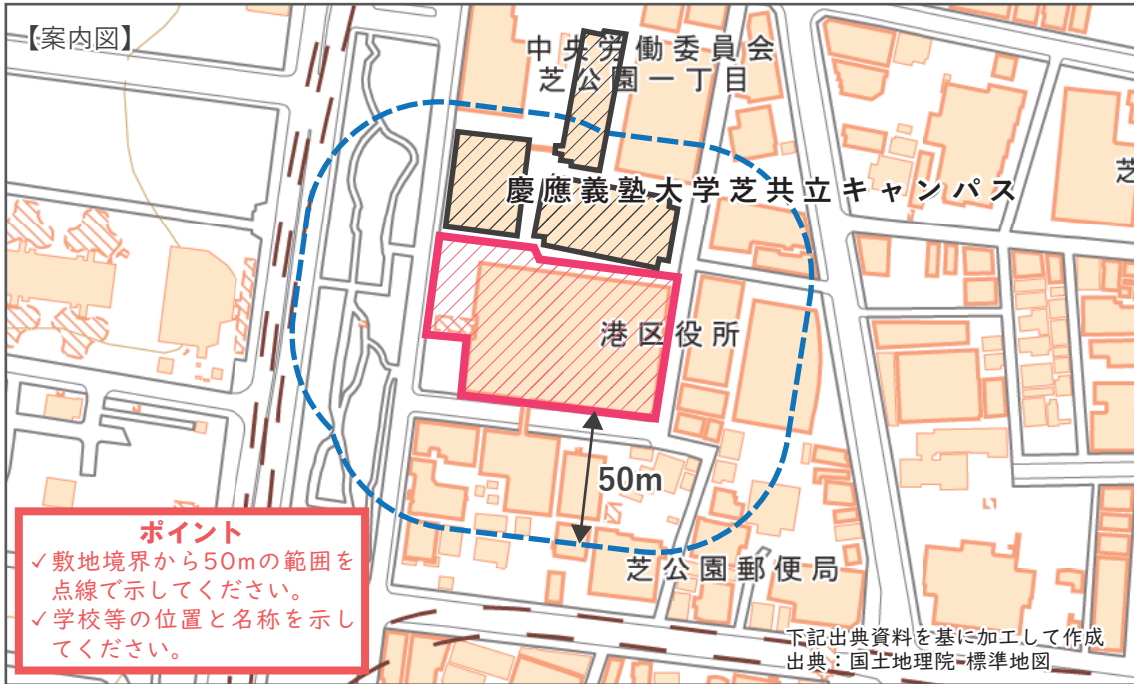
・新設等で名称が未定の場合
⇒「(仮称)」として届出をしてください。
正式名称決定次第、再度ご連絡ください。

・住居表示が決定される前の場合
⇒わかる範囲で記入してください。

工場や建物等の事業内容を記入してください。

設置者に雇用されている常時使用する従業員数を記入してください。

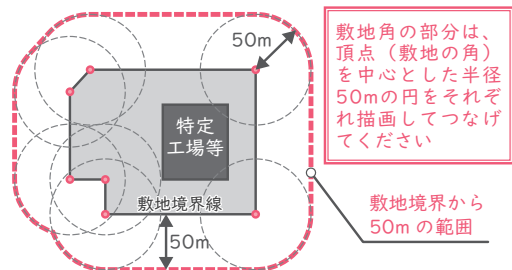
案内図の記入例



インターネットの地図検索サイト等を利用した地図の仕様は、著作権に抵触する場合があります。著作権者の許諾等が得られない場合は、手書きで作成または地理院地図等をご利用ください。なお、地理院地図を利用する際には、出典等を明示してください（詳細は国土地理院のホームページをご確認ください）。

留意事項

- ・対象敷地がわかるように、太枠で囲うもしくは網掛け等で示してください。
- ・敷地境界から50mの範囲を点線で図示し、点線が敷地境界から50mの線であることを示してください。
- ・敷地境界から50mの範囲内に学校等がある場合、その位置と名称を記載してください。「学校等」は、学校・幼稚園・保育所・病院及び診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園を指します。
- ・敷地境界から50mの範囲の用途地域図を添付してください。用途地域図は、港区都市計画情報提供サービスでご確認ください。



概要書の作成にあたっては、
次頁の様式を適宜ご活用ください。

特定施設の概要書(例)

[騒音 ・ 振動]

発生源である施設等	送風機	印刷機①	印刷機②	「特定施設設置届出書」に記載の施設名及び番号を記載してください。
発生源での騒音レベル または振動レベル (1台あたり)	75 d B	50 d B	55 d B	カタログ値を記載し、カタログを添付してください。
基準距離	1.5m	1.5m	1.5m	m
設置台数	1台	3台	1台	複数の機器を並べて設置する場合、1つの発生源とみなし、合成値(下記参照)を記載してください。
騒音レベルまたは振動レベル(合成)	75 d B	54.8 d B	55 d B	
距離減衰	16.4 d B	10.4 d B	8.5 d B	「施設配置図」に記載の敷地境界線までの距離と、距離減衰量(下記参照)を記載してください(小数第2位以下は切り捨て)。
敷地境界線までの距離	10m	5 m	4 m	
対策等				追加の対策の内容(防音壁等)と効果等を記載してください。
対策の方法	-	-	-	
敷地境界線での騒音レベル または振動レベル (対策による減衰を含む)	59 d B	44 d B	47 d B	四捨五入した整数値を記載してください。
計算地点 (添付図面に記載した敷地境界線上の番号)	計算地点A	計算地点B	計算地点C	「施設配置図」に記載の地点番号を記載してください。

留意事項

- 施設名や地点番号等は、「特定施設設置届出書」及びその他の添付書類と記載を統一するようにしてください。
- 「発生源の合成値(①)」は、1台あたりの発生レベルと設置台数に基づき、右記の計算式から算出してください。
- 騒音の「距離減衰量(②)」は、右記の計算式から算出してください。なお、「発生源(特定施設)と敷地境界線の距離」は、発生源の位置と敷地境界の最短距離であり、発生源から敷地境界への垂線の長さとして、「施設配置図(平面図)」の中で明記してください。
- 振動の「距離減衰量(②)」は、右記の計算式から算出してください。なお、各係数は「新・公害防止の技術と法規 騒音・振動編」(産業環境管理協会)等を参考に設定してください。

発生源の合成値

$$= 10 \times \log_{10} (10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + \dots + 10^{L_N/10})$$

1台あたりのレベル

設置台数分

距離減衰量(騒音)

$$= 20 \times \log_{10} \left(\frac{R_2}{R_1} \right)$$

音源～敷地境界線の距離

基準距離 (カタログ値)

距離減衰量(振動)

$$= 20n \times \log_{10} \left(\frac{R_2}{R_1} \right) + 8.7\lambda (R_2 - R_1)$$

幾何減衰係数

振動源～敷地境界線の距離

基準距離 (カタログ値)

内部減衰係数

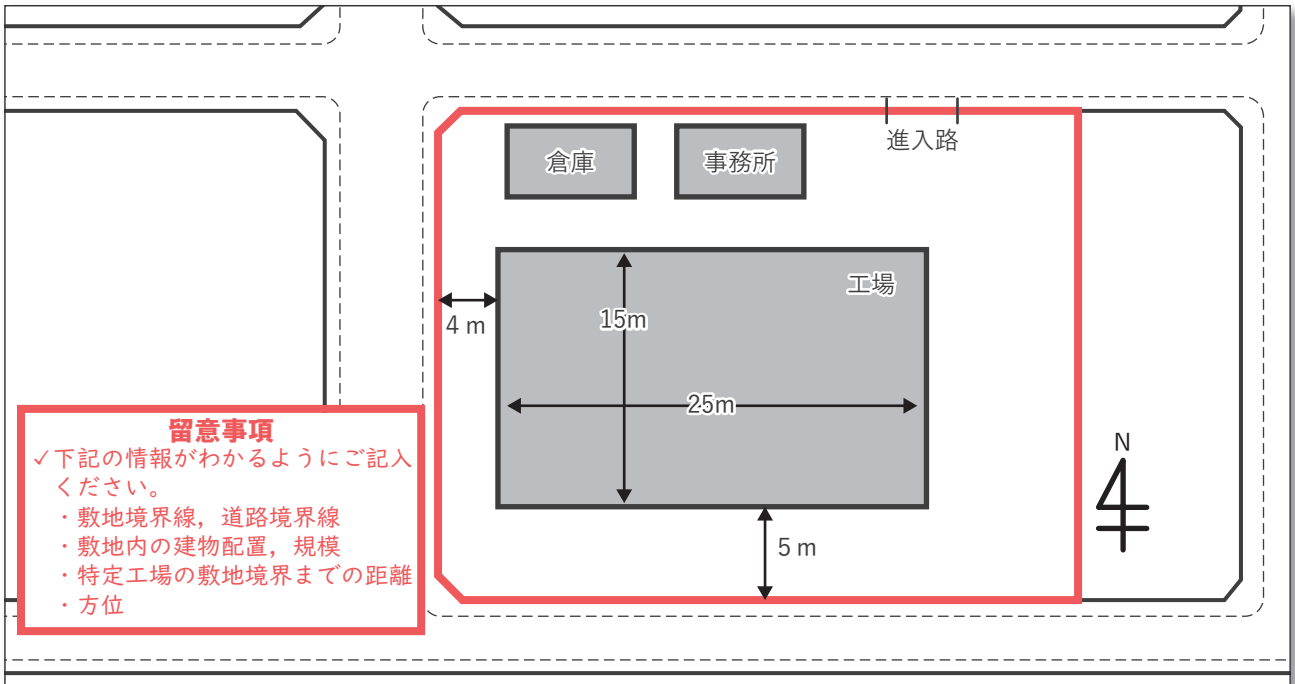
特定施設の概要書(例)

[騒音 ・ 振動]

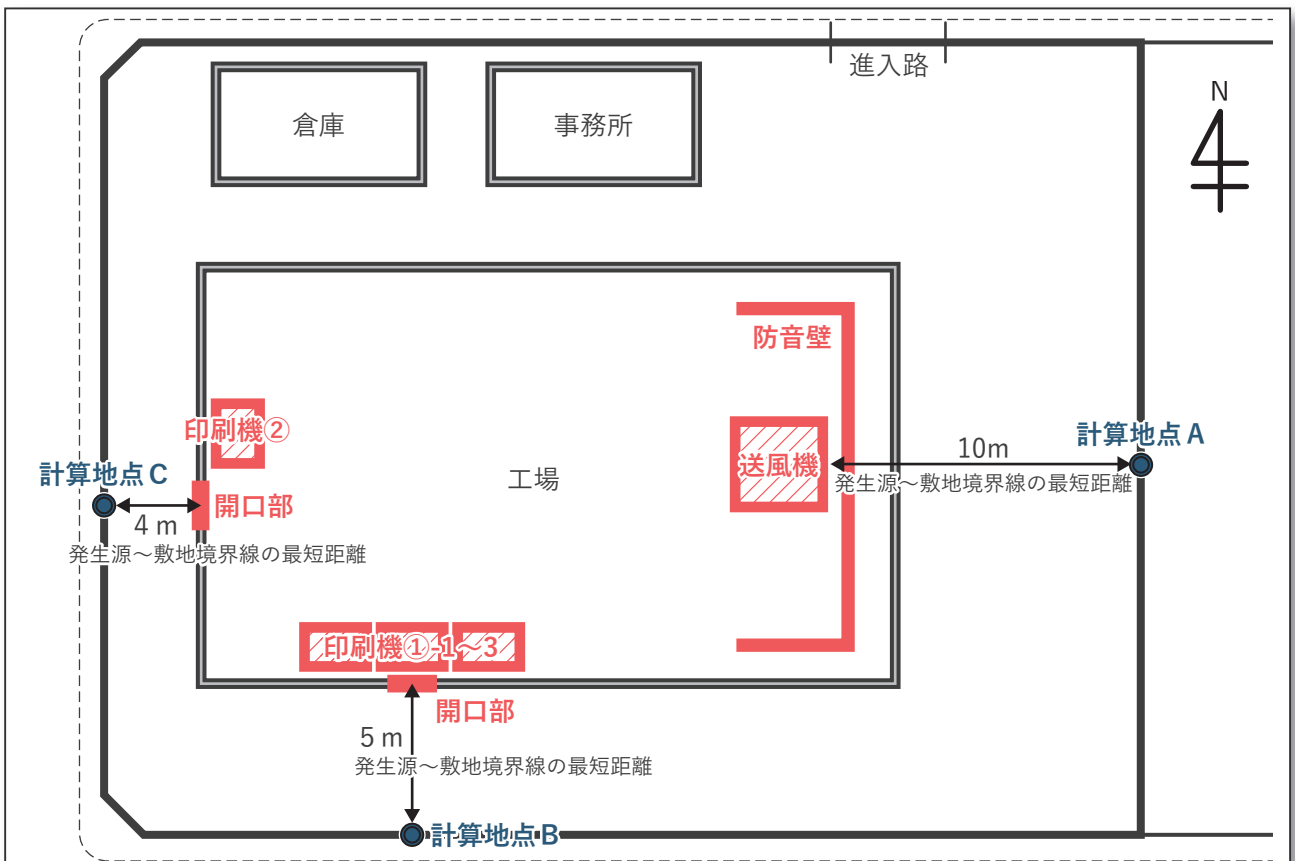
発生源である施設等				
発生源での騒音レベル または振動レベル (1台あたり)	d B	d B	d B	d B
	基準距離	m	m	m
	設置台数	台	台	台
	騒音レベルまたは 振動レベル(合成)	d B	d B	d B
対策等	距離減衰	d B	d B	d B
	敷地境界線 までの距離	m	m	m
	対策の方法			
敷地境界線での 騒音レベル または振動レベル (対策による減衰を含む)	d B	d B	d B	d B
計算地点 (添付図面に記載した 敷地境界線上の番号)				

注)「敷地境界線での騒音レベルまたは振動レベル」は、対策等により減衰した値を整数値で記入すること。

敷地・建物配置図（近隣関係図）の記入例

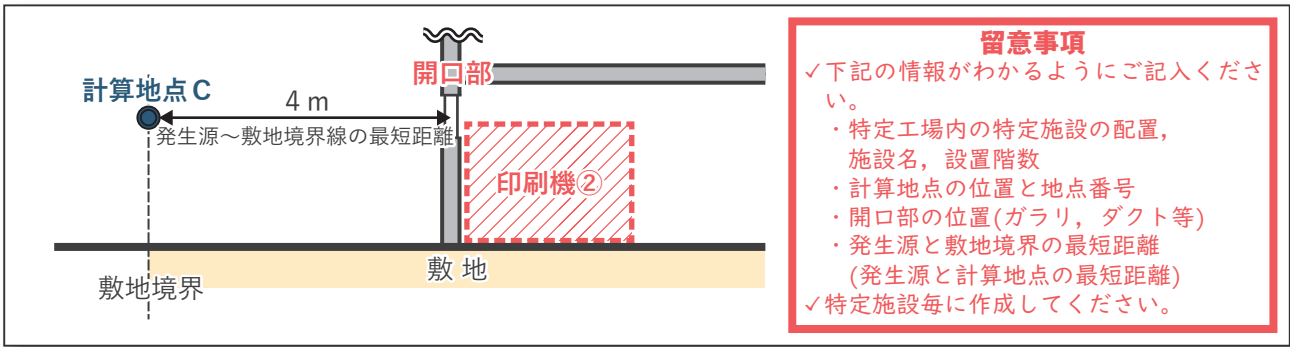


施設配置図（平面図）の記入例

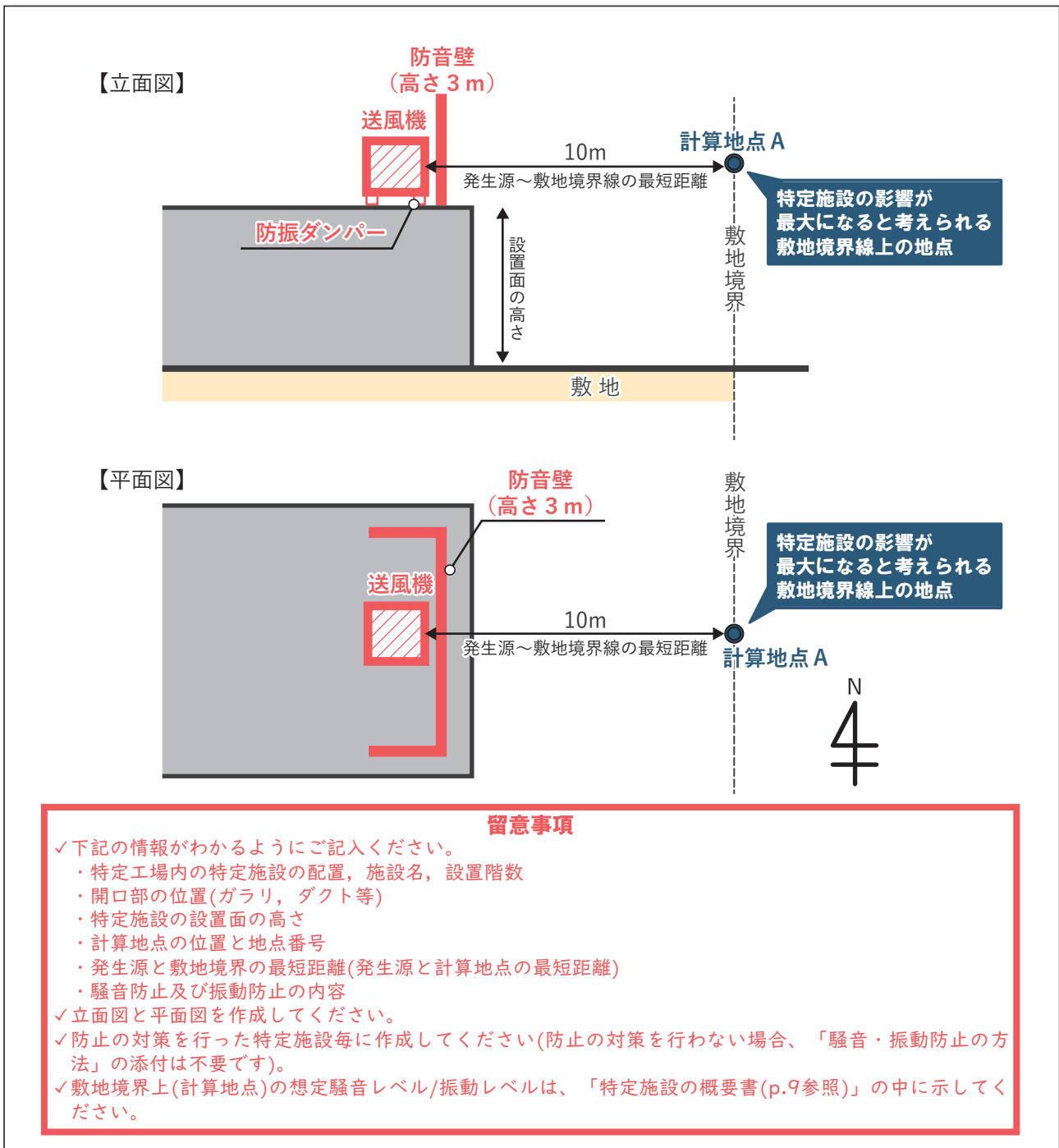


- 留意事項**
- ✓下記の情報がわかるようにご記入ください。
- ・特定工場内の特定施設の配置、施設名、設置階数
 - ・開口部の位置(ガラリ、ダクト等)
 - ・防音設備の配置(防音壁等)
 - ・計算地点の位置と地点番号
- 計算地点：発生源の影響が最大になると考えられる敷地境界線上の地点。
 特定施設を屋内に設置する場合は、直近の開口部を発生源としてください。
- ・発生源と敷地境界の最短距離(発生源と計算地点の最短距離)
- ✓特定施設は、色を変える等して位置がわかるようにしてください。
- ✓配置図は、設計図書等を用いても差し支えありません。

施設配置図（立面図）の記入例



騒音・振動防止の方法の記入例



よくある質問

- Q.** 冷媒の圧縮機は特定施設に該当しますか。
- A.** 該当しません。空気(気体)の圧縮機が特定施設の対象になります。よって、一般的な空調機、外調機、チラー等は、特定施設に該当しません。
- Q.** 定格出力が5.5kW原動機を3台備えた空気圧縮機は特定施設に該当しますか。
- A.** 該当しません。原動機1台当たりの定格出力が7.5kW以上のものに限り特定施設に該当します。
- Q.** 規制の対象となる特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)が2つの規制区域(例：第2種区域と第3種区域等)にまたがる場合の規制基準値はどのように取り扱いますか。
- A.** それぞれの区域の基準値を適用します。
- Q.** 非常用の施設については、特定施設に該当しますか。
- A.** 常用・非常用に関係なくp.2の「特定施設に該当する機械設備」であれば該当し、基準値も適用されます。
- Q.** 環境保全の観点から、騒音・振動に特に留意すべき施設(学校・幼稚園・保育所・病院及び診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園)とは具体的にはどのような施設が該当しますか。
- A.** 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。

学校教育法

第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

児童福祉法

第7条

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

医療法

第1条の5

この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。(後略)

2

この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

図書館法

第2条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

老人福祉法

第5条の3

この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第2条

7

この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

- Q.** 特定工場等の敷地内で発生した特定施設以外の施設に係る騒音は、騒音規制法の規制の対象となりますか。
- A.** 規制の対象になります。

連絡先

港区 環境リサイクル支援部 環境課
環境指導アセスメント係
TEL：03-3578-2491